

令和 4 年 第 2 回

市の国民健康保険事業の運営に
関する協議会

議 案

令和3年 第3回

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

1. 議 事

(1) 報告第1号

令和3年度国民健康保険特別会計決算見込について

(2) 報告第2号

令和4年度国民健康保険特別会計予算（案）について

(3) 報告第3号

国民健康保険税の収納状況について

(4) 報告第4号

基金化について

報告第 1 号

令和 3 年度国民健康保険特別会計決算見込について

《資料 1》 令和 3 年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

《資料1》

令和3年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

歳入

款	項	予算現額	決算見込額	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	794,141	782,172	△ 11,969
2 使用料及び手数料	1 手数料	10	10	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	3,507	3,497	△ 10
4 道支出金	1 道補助金	3,863,283	3,920,346	57,063
5 財産収入	1 財産運用収入	1	1	0
6 繰入金	1 一般会計繰入金	483,467	451,781	△ 31,686
7 繰越金	1 繰越金	446,995 ③	748,750	301,755
8 諸収入	1 延滞金及び過料	30	10,218	10,188
	2 雑収入	2,432	6,764	4,332
歳入合計		5,593,866	① 5,923,589	329,723

歳出

(単位：千円)

款	項	予算現額	決算見込額	執行残
1 総務費	1 総務管理費	80,371	77,448	2,923
	2 運営協議会費	297	297	0
	3 趣旨普及費	243	243	0
	4 特別対策事業費	17,670	17,169	501
2 保険給付費	1 保険給付費	3,818,034	3,806,849	11,185
	療養諸費	3,274,059	3,270,604	3,455
	高額療養費	532,670	528,412	4,258
	移送費	500	0	500
	出産育児諸費	8,405	5,833	2,572
	葬祭諸費	2,400	2,000	400
3 国民健康保険事業費納付金	1 国民健康保険事業費納付金	1,120,617	1,120,617	0
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10	10	0
5 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	10	10	0
6 保健事業費	1 保健事業費	91,929	72,914	19,015
	疾病予防費	17,238	14,342	2,896
	特定健診・保健指導費	74,691	58,572	16,119
7 積立金	1 基金積立金	400,001 ④	400,001	0
8 公債費	1 公債費	1,000	1,000	1,000
9 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	13,684	12,915	769
	2 指定公費負担金	100	0	100
10 予備費	1 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計		5,593,866 ②	5,509,473	84,393

単年度収支見込額 65,367 (①-②) -③+④

累積収支見込額 414,116 ①-②

報告第2号

令和4年度国民健康保険特別会計予算（案）について

《資料2》 令和4年度国民健康保険特別会計予算（案）

《資料2》

令和4年度国民健康保険特別会計予算（案）

歳 入				
款	項	4年度 当初	3年度 当初	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	683,209	799,969	△ 116,760
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	10	10	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	10	10	0
4 道支出金	1 道補助金	3,897,065	3,726,784	170,281
5 財産収入	1 財産運用収入	1	1	0
6 繰入金	1 繰入金	447,787	484,934	△ 37,147
7 繰越金	1 繰越金	150,000	40,000	110,000
8 諸収入		2,518	2,492	26
	1 延滞金及び過料	30	30	0
	2 雑入	2,488	2,462	26
歳 入 合 計		5,180,600	5,054,200	126,400

歳 出 (単位：千円)				
款	項(目)	4年度 当初	3年度 当初	増減額
1 総務費		103,247	105,541	△ 2,294
	1 総務管理費	87,040	86,330	710
	2 運営協議会費	308	297	11
	3 趣旨普及費	225	243	△ 18
	4 特別対策事業費	15,674	18,671	△ 2,997
2 保険給付費		3,807,898	3,674,017	133,881
	1 療養諸費	3,269,145	3,145,478	123,667
	2 高額療養費	528,259	517,234	11,025
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	7,564	8,405	△ 841
3 国民健康保険事業費納付金	1 国民健康保険事業費納付金	1,123,209	1,120,617	2,592
	4 共同事業拠出金	10	10	0
	5 財政安定化基金拠出金	0	10	△ 10
	6 保健事業費	87,835	95,604	△ 7,769
	7 積立金	1	1	0
8 公債費	1 公債費	1,000	1,000	0
9 諸支出金		7,400	7,400	0
	1 償還金及び還付加算金	7,300	7,300	0
	2 指定公費負担金	100	100	0
10 予備費	1 予備費	50,000	50,000	0
歳 出 合 計		5,180,600	5,054,200	126,400

※歳出の2款) 保険給付費の項欄については、「目」で表示しています。

報告第3号

国民健康保険税の収納状況について

《資料3》 国民健康保険税の収納状況について

《資料3》

国民健康保険税の収納状況について

1 収納率について

(1) 過去3ヵ年度の収納率

区分	現年度分			滞納繰越分		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登別市	93.82%	94.77%	95.66%	17.08%	21.87%	21.67%
室蘭市	95.82%	96.03%	96.44%	18.43%	21.38%	24.72%
伊達市	96.00%	95.90%	96.85%	22.08%	25.25%	30.43%
道内市平均	95.21%	95.35%	96.01%	22.57%	23.61%	24.80%

※道内市平均は、歌志内市を除く34市の平均（歌志内市は空知中部広域連合において国民健康保険の事務を行っているため除く。）

※現年度分は当該年度に賦課した保険税額に対する収納率、滞納繰越分は前年度以前から完納に至らず、当該年度に繰り越された保険税額に対する収納率

令和2年度の収納率の道内市部における登別市の順位は、現年度分が21位（室蘭市15位、伊達市11位）、滞納繰越分が25位（室蘭市17位、伊達市5位）となっている。

(2) 令和3年度の収納状況（令和4年1月31日現在の前年同期比較）

区分		調定額（税額）	収納額	収納率
現年度分	令和2年度	824,835千円	599,293千円	72.66%
	令和3年度	783,024千円	571,344千円	72.97%
	前年対比	▲41,811千円	▲27,949千円	0.31%
滞納繰越分	令和2年度	275,651千円	53,699千円	19.48%
	令和3年度	229,487千円	31,120千円	13.56%
	前年対比	▲46,164千円	▲22,579千円	▲5.92%

※国民健康保険税（普通徴収）は、第1期（令和3年度の納期は6月30日）から第10期（令和3年度の納期は3月31日）において徴収する。

2 国民健康保険税の収納に関する取組について

(1) 納付方法別の収納状況について

(令和3年度の現年度分 令和4年1月31日現在)

区分	収納額	割合	摘要
特別徴収	125,877千円	22.03%	公的年金からの天引き
口座振替	190,367千円	33.32%	指定された金融機関の口座からの振替
コンビニ スマホ	132,316千円	23.16%	全国のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる納付
臨戸徴収	5,308千円	0.93%	徴収員による自宅における訪問徴収等
その他	117,476千円	20.56%	金融機関、郵便局、市役所窓口等での納付
計	571,344千円	100.00%	

《参考》 スマートフォン決済アプリによる収納額は2,992千円(12月31日現在)

口座振替による納付の割合が最も高く、全体の約30%を占めている。今後も、口座振替の利用による納期内の納付(納付忘れの防止)の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と利用の勧奨に取り組んでいく。

(2) 収納対策に係る取組について

収納対策	実施時期等	実施方法
催告書の送付	1、4、7、10月	催告書を送付して納税の催告を行う。
電話催告	随時	電話による納税の催告及び折衝を行う。
臨戸による徴収及び納税の折衝	随時	徴収員(会計年度任用職員)が自宅等を訪問して徴収及び納税の折衝を行う。
夜間及び休日における納税相談	1、4、7、10月	20:00までの夜間と土曜日に納税相談窓口を開設する。

(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について

①短期被保険者証の交付

納税相談の機会の確保及び納税の促進を図るため、納税指導が特に必要と認められる滞納者に対して、6月以内の範囲で、通常よりも有効期限が短い被保険者証を交付している(原則、受領手続による窓口交付)。

②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付

長期の滞納がある者で、納税相談に応じようとししない者、納税相談において取り決めた納付計画を履行しない者等に対して、被保険者証の代わりに、一旦、医療費が全額自己負担となる資格証明書を交付している。

③滞納処分

滞納整理を進めるため、財産調査の結果に基づいて強制徴収手続（財産の差押え、差押財産の換価、換価代金の配当）を行っている。

滞納処分の状況（令和3年度は令和4年1月31日現在）

	差押件数				配当額（円）
	預貯金	不動産	その他	計	
令和元年度	145	0	43	188	10,062,266円
令和2年度	53	0	34	87	4,966,682円
令和3年度	44	0	21	65	2,929,458円

※その他は、生命保険、年金、給与、所得税及び道税還付金

報告第4号

基金化について

《資料4》 基金化について

《資料4》

基金化について

(1) 今後の保険税の動きについて

令和12年度に北海道では、加入者負担の公平化を図るため、全道で統一保険料にすることとしており、今後、各市町村独自に保険料の設定はできなくなります。

統一保険料の目安については、現在のところ北海道でも示すことができないことから、道市平均でしばらく推移し、統一保険料が示された時点で段階的に近づけていく必要があるものと考えています。

(2) 繰越金について

平成30年4月からの制度改革に伴い、市町村は「国保事業費納付金」を道に納め、道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。

近年、市の国保財政は黒字化が進んでおり、令和2年度末時点で繰越金約7億5千万円であり、令和3年度には約8億円を超える見込みです。

(3) 基金化について

令和4年度において、全道市平均まで保険税を引き下げ、独自削減分の財源として繰越金を活用し、約4億円を充てる見込みであり、残りの4億円については基金化を行います。

北海道における統一保険料が現段階では不透明であるため、基金化することにより統一保険料が示された際に、次のとおり基金活用を考えています。

① 統一保険料に向けての激変緩和財源としての活用

統一保険料が示されてから令和12年度までにおいて、市保険税から統一保険料に向けた激変緩和財源として活用します。

② 納付金に不足が生じた場合の補てん用としての活用

令和12年度以降の統一保険料後において、市保険税の収納率が低下し納付金に不足が生じた場合の補てん財源として活用します。